

ジオパーク専門員による郷土教育に関する出前授業実施要領

1. 講師派遣

- (1) 筑波山地域ジオパーク構成市の学校を対象として、ジオパークを通じて筑波山地域の魅力を知る・学ぶ機会を提供するため、講師を派遣します。
- (2) 講師は推進協議会雇用の教育に関する専門員を派遣します。ただし、専門員が対応できない場合は、筑波山地域ジオパーク推進協議会認定ジオガイド又は市職員が実施する場合があります。

2. 申し込み者の費用負担

- (1) 講師派遣料 無料
- (2) 資料作成・印刷 筑波山地域ジオパーク推進協議会（または市）が作成

3. 写真・動画等の記録

- (1) 講師が記録のためにビデオまたは写真を撮影する場合があります。撮影した写真などは事業報告や活動紹介などで使用します。
- (2) 写真撮影ができない場合はお申し出ください。

4. 申込み手続き

- ①申込書に必要事項をご記入の上、授業実施1か月前に推進協議会へ提出してください。（メールまたはFAXでお申込みください。）
- ②事前打ち合わせを行いますので、その際は電話等で日程調整をします。